

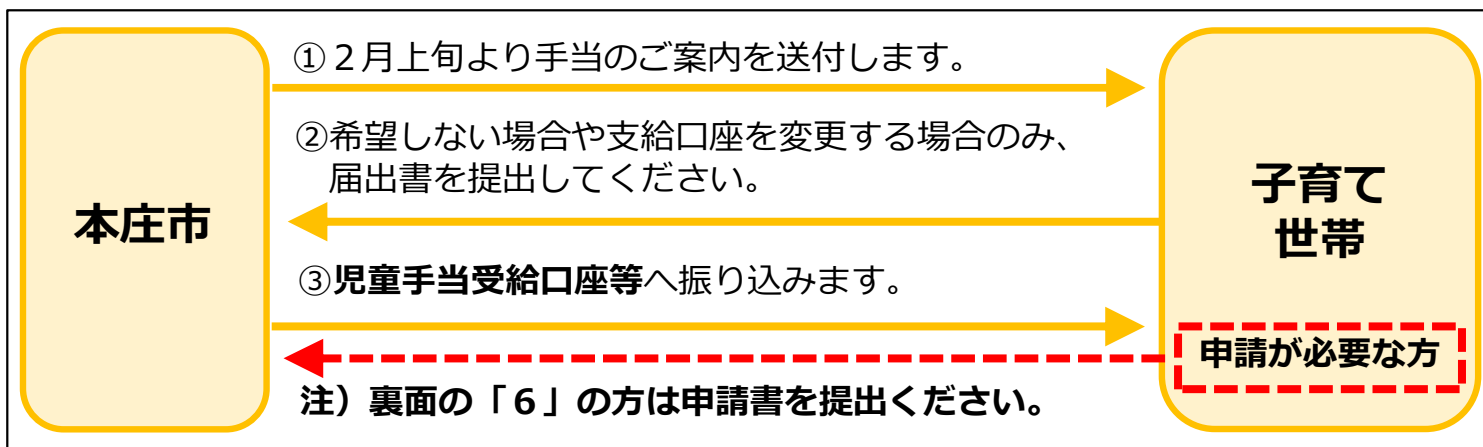
政府の 物価高対応子育て応援手当 のご案内

対象児童 1 人につき 2 万円を 1 回限りで支給します！

■はじめに・・・申請は必要ですか？

原則**申請は不要**です。

注) **申請が必要な方は裏面「6」をご覧ください。**また、希望しない場合や支給口座を変更する場合のみ指定した期日までに届出書を裏面記載の窓口まで郵送または持参してください。届出書は市窓口で配布、または市ホームページよりダウンロードしてください。



1. うちの子は、対象になるの？【対象児童】

0歳から高校生年代の児童（平成19年4月2日から令和8年3月31日までに生まれた児童）が対象です。

2. だれがもらえるの？【支給対象者】

- (1) **令和7年9月分（※）の児童手当の受給者**（※令和7年9月に出生した児童は10月分。）
- (2) 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当の受給者

3. いくらもらえるの？【支給額】

対象児童 1 人につき **2 万円**（1 回限り）です。

4. いつもらえるの？【支給時期】

本庄市では3月中旬から順次支給を開始します。支給日については、後日通知します。

注) 申請が必要な方は、支給時期が異なります。

裏面に続きます。必ずご確認ください！

5. どんな方法でもらえるの？【支給方法】

(1) 児童手当の受給者

原則、**児童手当受給口座**に振り込みます。

(2) 申請が必要な方

申請書で指定した口座に振り込みます。

注) 口座が解約・変更等により振込みができない場合は、令和8年2月27日(金)までに必ず子育て支援課または支所市民福祉課に届出書を提出してください。

6. 申請が必要なのはどんな場合？

次の方は申請が原則必要です。申請書を提出してください。

- ・令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童の児童手当の受給者
- ・公務員（所属庁から児童手当を受給している方）
- ・令和7年10月1日以降に離婚（離婚調停中等も含む）により配偶者と別居し、新たに児童手当の受給者になった方

※申請書は市窓口で配布、または市ホームページからダウンロードできます。
詳細はお問い合わせください。

7. こんなときはどうなるの？

■住所を変更した場合はどうなりますか？

令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については10月分）の児童手当を支給した市町村（特別区含む）から、児童手当受給口座に振り込まれます。ご不明な点があれば、前住所地の市町村にお問い合わせください。

■DV被害により、こどもとともに避難していますが、どうなりますか？

避難先の市町村で児童手当の受給者変更の手続きを行っている場合は、今回の手当の支給を受けることができますので、なるべく早く**避難先の市町村にご相談ください。**住民票の住所地を動かす必要はなく、配偶者のいる市町村に連絡する必要もありません。

～公務員の方へ～

公務員の方は、原則申請書の提出が必要です。所属庁に手続きについてご確認ください。提出先は、令和7年9月30日時点でお住まいだった市区町村です。

お問い合わせ先（国）

こども家庭庁 コールセンター
電話：0120-252-071
(受付時間：平日9:00～18:00)

お問い合わせ先（本庄市）

本庄市役所 子育て支援課
電話：0495-25-1130
(受付時間：平日9:00～17:00)



「物価高対応子育て応援手当」に関する

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに本庄市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの**振り込みを求めることは絶対にありません。**もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに最寄りの警察署や警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。